(b)　近畿地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

(c)　近畿地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること（上記(b)の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

(d)　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(b)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(e)　単体有資格業者、特定ＪＶ又は経常ＪＶのすべての構成員は、平成６年度以降に元請として完成・引渡しが完了した下記(ｱ)の要件を満たす工事（以下「同種工事」という。）の施工実績（以下「同種工事の実績」という。）を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

(ｱ)　道路トンネル（ＮＡＴＭ工法による。）で、トンネル代表内空断面積（覆工後の内空断面積）が55㎡以上、かつ、同一トンネルにおいて施工延長が1,400m以上（覆工まで完了）の工事。なお、同一トンネルであれば、２契約以上の工事でも可。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

(f)　「競争参加資格確認申請書」（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、近畿地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

(g)　単体有資格業者、特定ＪＶ又は経常ＪＶは、上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(h)　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（入札説明書参照）。

(i)　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2)　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事の現地に専任で配置できること。

(a)　１級土木施工管理技士、２級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

(b)　平成６年度以降に元請として完成・引渡しが完了した上記(1)(e)に掲げる同種工事の経験を有する者であること（共同企業体構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

(c)　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(d)　特定ＪＶ又は経常ＪＶの構成員のうち、いずれか１社が上記(a)から(c)までの基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事の現地に専任で配置できるとともに、その他の構成員も主任技術者を当該工事の現地に専任で配置できること。

また、上記(b)の経験が国土交通省の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

3　技術提案に関する事項

(1)　技術提案書の作成

入札説明書及び設計図書に基づき、施工場所の地形条件、周辺環境、維持管理面等に配慮した適切な設計を立案し、その内容を示した技術提案書を提出すること（詳細は入札説明書参照。）。

(2)　技術提案書に対応した見積書を作成し、提出すること（詳細は入札説明書参照。）。

4　総合評価に関する事項

(1)　入札に関する事項

(a)　高度技術提案については「工事目的物の性能・機能の向上に関する事項」を評価項目とし、具体的には以下のとおりである。

(ｱ)　道路トンネルについての強度、耐久性及び維持管理性の向上、工期短縮を目的とした技術提案

・施工方法（工法、機械器具等）（下記の施工方法を除く部分）

・施工方法（坑口部・断層破砕帯・低土被り部）上り線　No.92＋65.3からNo.96＋40.0　Ｌ＝374.7m、下り線　No.92＋73.3からNo.96＋30.0　Ｌ＝356.7m

・工期短縮

(ｲ)　自由提案

・上記(ｱ)の評価の着目点以外の提案（ただし、工期短縮以外について３提案以内。）

(b)　標準技術提案については「工事目的物の性能・機能の向上に関する事項」及び「社会的要請の対応に関する事項」を評価項目とし、具体的には以下のとおりである。

(ｱ)　道路トンネルについての強度、耐久性及び維持管理性の向上、工期短縮を目的とした技術提案

・品質管理（材料、試験等）

・出来形管理（計測等）

(ｲ)　自由提案

・上記(ｱ)の評価の着目点以外の提案（３提案以内）

(ｳ)　施工現場及び周辺の環境対策の技術提案

・騒音・振動対策

・粉塵対策

・周辺水路等への排水（濁水）処理対策の工夫

・主たる工種の主要建設機械に関する大気環境対策の工夫

・主たる工種の主要建設機械に関するCO_2排出量削減を含む環境対策の工夫

(c)　「施工体制」についての評価項目は以下のとおりである。

(ｱ)　施工体制確保の確実性

(ｲ)　品質確保の実効性

(d)　入札参加者は価格及び「京都第二外環状道路西山トンネル奥海印寺工区工事」における「施工計画」の提案をもって入札し、次の要件に該当する者のうち、下記(2)によって得られる標準点と入札参加者それぞれの提案による加算点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

(ｱ)　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

(ｲ)　「施工計画」の内容が適正であること。

(ｳ)　評価値が標準点を予定価格で除した数値を下回らないこと。

(2)　提案について

(a)　予定価格を超えない入札者に対して、提案が適正であれば、標準点として100点を与えるものとし、道路トンネルの「品質管理（材料、試験等）」、「出来形管理（計測等）」、「施工方法（工法、機械器具等）（下記の施工方法を除く部分）」、「施工方法（坑口部・断層破砕帯・低土被り部）上り線　No.92＋65.3からNo.96＋40.0　Ｌ＝374.7m、下り線　No.92＋73.3からNo.96＋30.0　Ｌ＝356.7m」、「工期短縮」、自由提案、施工現場及び周辺の環境対策の「騒音・振動対策」、「粉塵対策」、「周辺水路等への排水（濁水）処理対策の工夫」、「主たる工種の主要建設機械に関する大気環境対策の工夫」、「主たる工種の主要建設機械に関するCO_2排出量削減を含む環境対策の工夫」についての評価の配点は、それぞれ10：５：６：８：18：５：２：２：２：１：１とし、各評価項目の得点（素点）の合計点を技術評価点とする。

なお、提案が適正と認められない場合で標準案により入札参加する場合は、標準点100点のみを与えるものとする。

(b)　施工体制については、「施工体制確保の確実性」及び「品質確保の実効性」について３段階で判定し、その評価に応じて、それぞれ15／５／０点の加算点を与えるものとする。